

一人ひとりが防ぐ、 新型コロナウイルス感染症

4月7日に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われました。

まん延と集団発生を防止するために、不要不急の外出および3つの密が重なる状況避けましょう。

また、こまめにせっけんで手を洗い、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにし、室内の換気を行いましょう。

換気の悪い
密閉空間

多数が集まる
密集場所

間近で会話や発声をする
密接場面

市内の感染事例について

市内でも新型コロナウイルスの感染者が確認されています。最新情報は、市ホームページにてお知らせしています。



市民窓口「新型コロナウイルス対策支援室」を設置

市では、新型コロナウイルスに関する対策や支援などの様々な相談を受ける「新型コロナウイルス対策支援室」を設置しました(市役所1階〔介護保険課となり))。

この組織は、国により今後新たに支給が始まる「生活支援臨時給付金」にも対応する予定です。具体的な申請方法などが決定しましたら、改めて市ホームページなどでお知らせします。

新型コロナウイルス感染防止に伴う、 イベントなどの中止・延期について

広報紙に掲載されたイベントなどについては、状況により、中止または延期とさせていただきます場合がありますので、予めご了承ください。その際には、市ホームページにてお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

ご理解・ご協力をお願い

市では、緊急事態宣言を受け、当面の間、職員の交代制勤務や別室での勤務を実施します。そのため、市役所内の職員が少なくなり、窓口などでお待ちいただく場合があります。市民の皆様にはご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、感染症拡大防止、行政サービスの維持のため、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

もしかして?と思ったら



電話相談窓口

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

☎ 0570・783・770

受付時間 24時間(土・日曜日、祝日も対応)

一般的な相談のほか、相談・受診の目安となる症状がある場合、まずは県民サポートセンターへ相談してください。感染の疑いがある場合は、サポートセンターから帰国者・接触者相談センター(各保健所)や帰国者・接触者外来(医療機関)などの専門機関を紹介します。

■ 5月号には、『市議会だより第192号』が折り込まれています。

